



# 札幌市温暖化対策推進計画

～世界に誇れる持続可能な低炭素社会  
「環境首都・札幌」を目指して～



札幌市



## 札幌市温暖化対策推進計画の策定にあたって

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、これまでのエネルギーに対する考え方が一変するとともに、原子力発電所の停止に伴う火力発電所の稼働増によって、温室効果ガス排出量が急激に増加するなど、エネルギー問題と関係の深い地球温暖化対策を取り巻く状況も大きく変化しました。

2014年9月11日、札幌で初めての大雨特別警報が発表されたように、近年札幌でもこれまで経験したことのない異常気象に直面しており、地球温暖化による影響はわたしたちの身近なところまで及んでいます。

このような状況の中、札幌市として温暖化対策をこれまで以上に先導的に推進するため、目指すべき将来の札幌の姿として、「世界に誇れる持続可能な低炭素社会『環境首都・札幌』」を掲げ、原子力発電に頼らずに、2030年に温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するという非常に高い目標を設定した「札幌市温暖化対策推進計画」を策定しました。

この計画では、目標の達成に向けて、これまでの取組に加えて、札幌の地域特性を踏まえた効果的な取組を進めていくこととしています。今の豊かな暮らしを続けながら、増加してしまった温室効果ガスを削減することは簡単なことではありません。地球温暖化問題を自分のこととして考え、一人一人がこれまでのライフスタイルを見直し、自主的に温暖化対策を実践していく必要があります。

札幌市民は、ごみの減量化や節電の取組では、みんなで考え、ともに行動する「市民力」により、清掃工場の廃止や東日本大震災以降の厳しい電力需給状況を乗り越えることができました。この計画で掲げている目標は、一朝一夕に成し遂げられるものではありませんが、札幌のまちに根付いたこの「市民力」をもってすれば、必ず達成することができると確信しています。

未来は誰かから与えられるものではなく、わたしたちの手で創り出していくものです。「世界に誇れる持続可能な低炭素社会『環境首都・札幌』」を実現するために、わたしたちができることを、ともに考え、ともに行動しましょう。



平成27年(2015年)3月  
札幌市長

上田文雄



# 目次

## はじめに

### 第1章 地球温暖化問題の現状と動向

- 1 地球温暖化問題の現状 ..... 1
  - (1) 地球温暖化の仕組み ..... 1
  - (2) 地球温暖化の影響 ..... 3
- 2 地球温暖化問題に関する動向 ..... 7
  - (1) 世界の主な動向 ..... 7
  - (2) 日本のこれまでの主な取組 ..... 9
  - (3) 札幌市これまでの主な取組 ..... 11

### 第2章 旧計画(札幌市温暖化対策推進ビジョン)の概要と総括

- 1 旧計画の概要 ..... 12
- 2 旧計画の総括 ..... 14
  - (1) 札幌の温室効果ガス排出量 ..... 14
  - (2) 札幌の温室効果ガス排出量の内訳 ..... 17
  - (3) 旧計画に基づく取組結果 ..... 19
  - (4) 旧計画の進行管理 ..... 20
  - (5) 旧計画の総括 ..... 20

### 第3章 本計画の基本的事項

- (1) 本計画の目的と位置づけ ..... 21
- (2) 本計画の特徴 ..... 21
- (3) 対象とする温室効果ガス ..... 22
- (4) 計画期間 ..... 22
- (5) 基準年 ..... 22

### 第4章 目指すべき将来の札幌の姿

- 1 目指すべき将来の札幌の姿 ..... 23
- 2 低炭素社会の実現に向けて目指すべき社会像 ..... 24
- 3 社会像の実現に向けた施策 ..... 25
  - (1) 社会像の実現に向けた施策推進の観点 ..... 25
  - (2) 社会像の実現に向けた具体的な施策 ..... 26

### 第5章 温室効果ガスの削減目標と達成に向けた取組

- 1 温室効果ガスの削減目標 ..... 30
  - (1) 長期目標 ..... 30
  - (2) 中期目標 ..... 30
- 2 中期目標の達成に向けた取組 ..... 32
  - (1) 中期目標の達成に必要な温室効果ガス削減量の内訳 ..... 32
  - (2) 中期目標の達成に向けた主な取組 ..... 34
- 3 リーディングプロジェクト ..... 44
- 4 取組推進の視点 ..... 52
  - (1) 環境教育による意識醸成と人材育成 ..... 52
  - (2) さまざまな主体との連携による取組の推進 ..... 53

### 第6章 計画の進行管理

- (1) 進行管理の流れ ..... 54
- (2) 成果指標の短期的目標 ..... 55
- (3) 計画の見直し ..... 55

次の世代のために…

## 法律に基づく本計画の位置づけ

### ○地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(1998年10月9日施行、最終改正2014年5月30日)に基づき、地方公共団体は、国の温暖化対策に関する計画である「地球温暖化対策計画」に即して、「地方公共団体実行計画」を策定することが義務付けられています。

地方公共団体実行計画には、「区域施策編」と「事務事業編」があります。

#### ▶「区域施策編」とは

その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策についての計画を策定するもので、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があります。(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項及び第4項)

#### ▶「事務事業編」とは

地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減などの計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるよう求められているもので、全ての地方公共団体において策定義務があります。(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項)

### ○札幌市の地方公共団体実行計画

これまでは、札幌市の地方公共団体実行計画「札幌市温暖化対策推進ビジョン」(2011年3月策定)に基づき温暖化対策を進めてきました。

しかし、少子高齢化や人口減少、札幌・北海道経済の長期にわたる低迷、福島第一原子力発電所の事故をきっかけとしたエネルギー政策の見直しなど、札幌を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。こうした状況の中、札幌市における今後10年のまちづくりの基本的な指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」(ビジョン編:2013年2月策定、戦略編:同年10月策定)や、エネルギー政策の方向性を示す「札幌市エネルギービジョン」(2014年10月策定)を策定したことから、これらの計画との整合を図り、「区域施策編」の位置づけを担う計画として、「札幌市温暖化対策推進ビジョン」を本計画へと改定しました。

本計画策定時点において、国の「地球温暖化対策計画」は策定されていませんが、「当面の地球温暖化対策に関する方針(2013年3月15日、地球温暖化対策推進本部決定)」では、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定にいたるまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求める」としており、本計画はこの方針を踏まえて策定したものです。

なお、「事務事業編」に相当する計画は、別途「札幌市役所エネルギー削減計画」を策定しています。

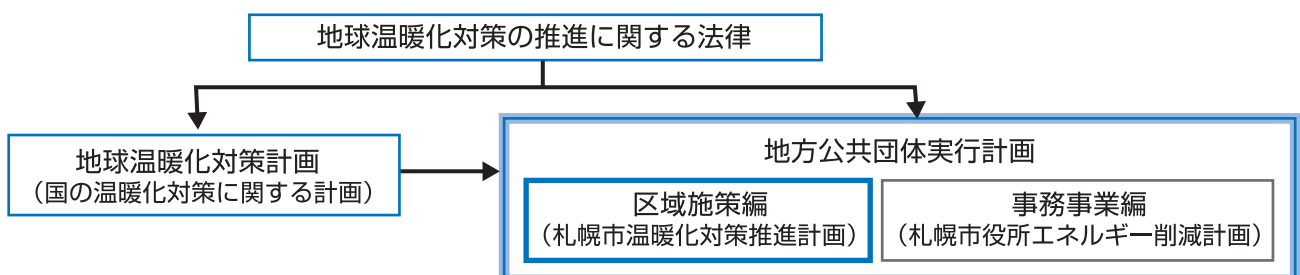


図1 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく本計画の位置づけ